

川崎臨港倉庫埠頭株式会社 定 款

川崎臨港倉庫埠頭株式会社 定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、川崎臨港倉庫埠頭株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。

- (1) 倉庫業
- (2) 倉庫、建物、土地その他施設の賃貸業
- (3) コンテナ埠頭施設並びにコンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理及び運営
- (4) 港湾施設の強化及び振興に寄与するための調査・研究
- (5) 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施
- (6) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に係る業務
- (7) 前各号の事業に附帯又は関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、横浜市において発行する神奈川新聞に掲載する。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、80万株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

- 2 取締役会が前項の承認をしない場合、代表取締役は指定買取人を定めることができる。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、株主総会の決議によって、特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

- 2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

(株式の割当てを受ける権利の決定)

第10条 当会社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込期日の決定は、取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株式の取扱)

第12条 当会社の株式の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める。

第3章 株主総会

(株主総会開催日)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から起算して3か月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。

(総会の議長)

第14条 株主総会は、代表取締役が議長となり、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(議決権の代理行使の制限)

第15条 株主は、代理人に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

(総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(総会の議事録)

第17条 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が、記名押印又は電子署名の上会社に保存する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を設置する。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名及び取締役社長1名並びに常務取締役若干名を選任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が、記名押印又は電子署名の上会社に保存する。

(取締役の報酬等の決定)

第27条 取締役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。ただし、川崎市の職員を退職した後に就任した取締役については、報酬等は川崎市の規定に準ずるものとし、退職慰労金は支給しない。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第28条 当社は、1名以上の監査役を置く。

2 監査役は、会計に関するものに限り監査を行う。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等の決定)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。なお、退職慰労金については支給しないものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金の分配及び除斥期間の設定)

第33条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

2 期末配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

3 未払の期末配当金には、利息を付けない。

附 則

この定款は、令和元年7月1日から施行する。